

条例別表（第二十六条関係）

区	分	単 位	手数料の額	
はり紙		五〇枚につき	三〇〇円	
はり札		一枚につき	一〇〇円	
立看板		一枚につき	三〇〇円	
幕又は旗		一枚につき	五〇〇円	
アドバルーン		一個につき	二、三〇〇円	
広告塔又は広告板	発光装置又は照明装置を有するもの	表示面積一平方メートル未満のもの	一個につき	二、三〇〇円
		表示面積一平方メートル以上五平方メートル未満のもの		二、六〇〇円
		表示面積五平方メートル以上一〇平方メートル未満のもの		三、三〇〇円
		表示面積一〇平方メートル以上のもの		三、六〇〇円 に一〇平方メートルを超える部分が一平方メートル増すごとに一〇円を加算した額
	その他のもの	表示面積一平方メートル未満のもの	一基又は一枚につき	五〇〇円
		表示面積一平方メートル以上五平方メートル未満のもの		九〇〇円
		表示面積五平方メートル以上一〇平方メートル未満のもの		一、七〇〇円
		表示面積一〇平方メートル以上のもの		一、九〇〇円 に一〇平方メートルを超える部分が一平方メートル増すごとに一〇円を加算した額

備考

- 一 はり紙の枚数が五十枚に満たないとき又ははり紙の枚数に五十枚未満の端数があるときは、それぞれ五十枚とする。
- 二 この表において「表示面積」とは、広告塔又は広告板の表示部分の面積をいう。